

議会議案第 6 号

介護保険サービス及び障害福祉サービスに係る地域区分の
現行維持を求める意見書の提出について

介護保険サービス及び障害福祉サービスに係る地域区分の現行維持を
求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

令和 8 年（2026年） 9 月 28 日 提出

提出者	鎌倉市議会議員	細 川	まなか
同	同	上 岸	本 都美代
同	同	上 水	上 武 史
同	同	上 中	村 てつや
賛成者	同	上 藤	本 あさこ
同	同	上 大	石 香
同	同	上 小野田	康 成
同	同	上 吉 岡	和 江
同	同	上 中 村	聡一郎

介護保険サービス及び障害福祉サービスに係る地域区分の 現行維持を求める意見書

国が推進する地域共生社会は、高齢者、障害者、子供、その他あらゆる人々が、住み慣れた地域において互いに支え合い、自らの希望に沿った暮らしを継続できる社会の実現を目指すものである。その実現に当たっては、介護保険サービス及び障害福祉サービスの安定的な提供が不可欠であり、地域で生活を支える事業所と福祉人材の存在は、地域共生社会を支える基盤そのものである。

現在、国においては公務員の地域手当制度の見直しに伴い、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬に係る地域区分の見直しが検討されている。地域区分は報酬単価を決定する重要な要素であり、その引下げは事業者の経営基盤や人材確保に直接的な影響を及ぼすことが懸念されている。

鎌倉市は首都圏に位置し、住宅費や地価をはじめとする生活コストが高い地域である一方、介護人材及び障害福祉人材の確保は年々厳しさを増している。こうした状況下で地域区分が引き下げられれば、事業者の収益悪化や人材流出を招き、介護及び障害福祉サービスの提供体制の維持が困難となるおそれがある。

また、隣接する藤沢市との間に地域区分の差異が生じた場合、生活圏や雇用圏を同じくする地域でありながら、事業者の収入や人材確保の条件に格差が生じることとなる。結果として、事業所や福祉人材がより有利な条件の地域へ流出することも懸念され、鎌倉市におけるサービス基盤の弱体化につながりかねない。

そもそも地域共生社会とは、自治体の境界によって福祉の質や提供体制に差が生じることを容認する考え方ではない。住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備することこそが、その理念の根幹である。地域区分の見直しによって福祉サービス基盤が損なわれることは、地域共生社会の実現に逆行するものであり、断じて看過することはできない。

よって、国におかれては、地域共生社会の理念及び地域における介護・障害福祉サービスの持続可能性を踏まえ、令和9年度以降の地域区分の見直しに当たり、次の事項を実現するよう強く求める。

- 1 鎌倉市における介護保険サービス及び障害福祉サービス等の地域区分について、現行の報酬水準を実質的に維持すること。
- 2 地域区分の設定に当たっては、自治体の区域のみを機械的に基準とすることなく、地域の賃金水準、生活コスト、福祉人材の需給及び近隣自治体との生活圏・雇用圏の一体性を十分に考慮すること。
- 3 地域区分の変更により、事業所の経営及び福祉人材の確保に急激な影響が生じることのないよう、十分な経過措置その他の必要な支援措置を講ずるとともに、地域の実情を丁寧に反映すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年（2026年）9月30日

鎌 倉 市 議 会